

優良農地を確保するための事務② (農地転用に関する事務)

○食料自給率の向上、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図る観点から、国が責任を持って実施する必要。

2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から国への協議及び4haを超える大規模な農地の転用許可については、**国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源である農地がまとまって失われることとなることに加え、周辺農地のスプロール的かい廃を招くなど、周辺の土地利用への影響が大きいことから、国が責任を持って転用許可等の事務を実施する必要。**

なお、昨年12月15日に農地転用規制の厳格化等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたばかりであり、同法の附則第19条第4項において「政府は、**この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**」とされたところ。

改正法の施行後、新たな農地転用制度の理解の促進や、その適切な運用を期して、本年度から、地方農政局においては、農地転用関係事務について、従来の業務に加え、

- ① 農地転用規制の厳格化に伴う都道府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する
- ② 都道府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う等の業務を行っていくこととしているところ。